b　次の算式によつて算定した額

算式

b1×0.9×b2

算式の符号

b1　次の算式によつて算定した額

算式

α≦2,000のとき　α×0.03

2,000＜α≦7,000のとき　（α－2,000）×0.08＋60

7,000＜αのとき　（α－7,000）×0.1＋460

算式の符号

α　βを0.054で除して得た額をγで除して得た額

β　市町村税課税状況調第20表の表側「平成19年度」のうち「計」、表頭「税額」欄の当該市町村の額

γ　市町村税課税状況調第20表の表側「平成19年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

b2　γに同じ。

c　次の算式によつて算定した額

算式

（c1×1.250）＋（c2×1.111）＋{(c3＋c4）×1.111}＋c5

算式の符号

c1　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

c2　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

c3　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

c4　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の市町村ごとの合算額

c5　第31条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

d　次の算式によつて算定した額

算式

（d1／d2）×6,261,893,013／6,287,583,441

d1／d2に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

d1　前項の規定によつて算定した額

d2　改正前の省令第14条の９第１項の規定によつて算定した額

附則第十四条の十一を次のように改める。

第十四条の十一　削除

附則第十五条第１項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第一号中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同項第六号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第十五条の二を次のように改める。

第十五条の二　削除

附則第十六条第１項を次のように改める。

平成二十一年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「一四、〇七五円」とする。

附則第十六条第２項中「第二十八条」を「第二十三条の二」に改め、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「第二十八条」を「第二十三条の二」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十八条」を「第二十三条の二」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条第六項中「及び」の下に「平成二十年」を加え、「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「第二十八条」を「第二十三条の二」に改める。

附則第十六条の二を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　平成二十一年度に限り、第二十九条中「〇・六三〇」とあるのは、「東京都にあつては〇・六三一、愛知県にあつては〇・六三三、岡山県にあつては〇・五三六、その他の都道府県にあつては〇・六三〇」とする。

附則第十六条の二の次に次の１条を加える。

（地方道路譲与税の基準税額の算定方法）

第十六条の二の二　平成二十一年度に限り、都道府県の地方道路譲与税の基準額は、改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第五条の規定によつて当該都道府県に対して交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に東京都及び愛知県にあつては〇・三七六、岡山県にあつては〇・三一九、その他の都道府県にあつては〇・三七五を乗じて得た額とする。

附則第十六条の三を次のように改める。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の三　平成二十一年度に限り、第二十九条の二中「一・〇二六」とあるのは、「岡山県にあつては〇・八二四、その他の都道府県にあつては一・〇二六」とする。

附則第十八条の見出し中「平成二十年」を「平成二十一年」に改め、同条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「平成二十年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「平成20年」を「平成21年」に、「この条」を「この条及び次条」に改める。

附則第十八条の二を次のように改める。

（平成二十一年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の算定方法の特例）

第十八条の二　平成二十一年度に限り、平成二十一年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

（A×0.0216）×446円＋（B×0.254）×635円

（A×0.0216）、（B×0.254）に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　平成21年１月１日現在において、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録された家屋のうち木造以外の家屋で、一般住宅及び農家の用に供する家屋以外の家屋の床面積の数値（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　事業所・企業統計調査規則によつて調査した平成18年10月１日現在における民営の事業所のうち産業大分類DからQまでに係るものの従業者数

附則第十九条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第一号中「平成19年度」を「平成20年度」に改める。

附則第十九条の二及び附則第十九条の三を次のように改める。

第十九条の二及び第十九条の三　削除

附則第十九条の四を削る。